

法務局地図作成事業の終了について（お知らせ）

福井地方法務局において実施しておりました法務局地図作成事業（坂井市丸岡町栄一丁目ほか地区）につきましては、今般、全ての作業が終了しましたので、お知らせします。

なお、本事業の成果が反映された登記事項証明書、地図及び地積測量図の写しが必要な場合は、法務局の窓口又はオンラインにより請求をお願いします（有料）。